

会 議 録

会議の名称	令和2年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催方法	書面審議及び書面による仮承認・意見等表明による
審議期間	令和2年5月1日から令和2年5月27日
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	
傍聴不可等の理由等	書面審議による開催のため傍聴が現実的でないため
会議次第	1 書面審議資料の郵送 2 書面審議案件の仮承認の同意、意見等の返送 3 書面審議結果の集計、意見等への回答 4 書面審議結果の通知
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	会議結果、発言内容等は、書面審議の内容をまとめたもの

令和2年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会書面審議内容

1 開催方法 書面審議及び書面による仮承認・意見等表明による

2 審議期間 令和2年5月1日から令和2年5月8日

3 審議案件

(1) 書面審議に係る個人情報保有等届け出状況及び諮問案件

実施機関	届 出 を 受 け た 件 数			
	開始	廃止	変更	届出を受けた年月日
市長	3	0	1	令和2年4月7日～令和2年4月15日
計	3	0	1	
添付資料	届 出 書 の 写 し			
諮問第1号	特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に伴う委託について			
諮問第2号	保険者給付業務システムについて			
諮問第3号	小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託について			
諮問第4号	医療費通知作成・封入封緘業務委託について			
諮問第5号	健康管理支援事業実施のための小金井市の現状（健康・医療等情報、社会資源等）の調査・分析委託について			
諮問第6号	障害者住宅入居等支援事業委託について			
諮問第7号	子育て世帯への臨時特別給付金資格確認に係る児童手当受給資格者台帳の目的外利用について			
諮問第8号	子育て世帯への臨時特別給付金管理システムについて			
諮問第9号	メール配信サービス委託について			
諮問第10号	特別定額給付金支給システムについて			
諮問第11号	特別定額給付金支給業務の委託について			

4 書面審議参加者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

立川 明 寺島 麻希 中澤 武久 本多 龍雄
町田 博司 松行 彬子

【市 側】

<総務課>

高橋総務課長

古田土情報公開係主事

中村情報公開係長

【書面審議による各委員からの意見等及び担当部署からの回答等】

【案件1 特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に伴う委託について】

【概要】

平成31年4月1日より、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」の運用が開始されました。

この「特定技能制度」に基づく在留資格を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）を含む外国人材を適正に受け入れるため、出入国在留管理庁から厚生労働省等へ特定技能外国人に対する情報を提供することにより、特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に取り組むよう、令和元年12月13日付け厚生労働省保健局より「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進について」の通知がありました。

本事業を実施するには、特定技能外国人の情報提供を受ける必要がありますが、出入国在留管理庁から国保中央会へ情報がとりまとめられ、国保中央会から東京都国保連合会へ情報提供されることから、市は、東京都国保連合会に情報提供に関する事務について、委託する必要があります。

なお、委託先への個人情報の提供は行わないが、委託先から本市の国保総合システムへ情報提供として帳票をダウンロードする必要があるため、平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて諮問した「保険者給付業務（システム）」の内容に追加となるため、諮問するものです。

1 主管部課

市民部保険年金課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号11-429 保険者給付業務（システム）

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第1号 特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に伴う委託について

(3) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第2号 保険者給付業務システムについて

委員名	質問等内容	担当課回答等
仮野委員	「離職年月日」とは何を指すか？	「離職年月日」は「会社を退職した日」を指します。
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	出入国在留管理庁から情報提供されて勧奨通知を送付するので、対象者の把握は市側ではできません。

【案件2 小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託について】

【概要】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正により、各保険者は、健康・医療情報を活用して保健事業実施計画の策定・実施・評価を行うこととされました。市の国民健康保険においては、疾病構造の変化や高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増大により、その財政運営は厳しい状況が続いており、保険者は健康増進事業、疾病予防事業等医療費増加抑制の為の事業を推進する必要があります。

市では、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、保健事業を実施してきたところでありますが、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図るため、令和2年度より第2期データヘルス計画で継続検討としていた、「健幸チャレンジ事業」を実施することとしました。

「健幸チャレンジ事業」は、被保険者自身が健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組めるよう、取組又は成果に対しポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設け、健康づくりへのチャレンジを支援することで、被保険者の健康増進を促進し、もって医療費の適正化を図ることを目的としております。

本事業を実施・評価を行うにあたり、専門知識と技術を持つ事業者に委託して実施することから諮問を行うとともに、参加申込書の保有開始届出をするものです。

- 1 主管部課
市民部保険年金課
- 2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報保有等）

届出番号11-489 健幸チャレンジ事業参加申込書

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第3号 小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
仮野委員	「健康」か、それとも「健幸」なのか？37ページに「健康チャレンジ」と表記されている。	小金井市での事業名は全て「健幸」です。なお、37ページ中に「健康チャレンジ」は確認できませんでした。参考添付の32から35ページは、杉並区の申込書であり、こちらに関しては「健康」の記載になっております。
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	20歳以上の被保険者約21,000人を対象とし、その内の250人を参加上限として設けております。これは他自治体の実施状況を鑑みた値です。

【案件3 医療費通知作成・封入封緘業務委託について】

【概要】

医療費は、被保険者の自己負担のほか、国民健康保険税や公費で賄われています。それらを有効に活用するため、医療費通知を送付することで、被保険者に受診状況を周知し、健康に対する意識を深めてもらうことにより、被保険者の健康増進を促進し、医療費の適正化を図ることを目的とした事業です。

平成29年度税制改正により医療費控除の申告手続きが従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められ、「医療費控除の明細書」として、医療保険者が交付する医療費通知を活用できるとされたため、被保険者の利便性を考慮し実施することとしました。

本事業の実施について、国民健康保険法第113条の3に基づき、東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施するものですが、東京都国民健康保険団体連合会に提供する医療費データ等については既に平成元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会、平成17年度第3回情報公開・個人情報保護審議会、平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会に諮問済みです。利用する個人情報項目として変更ありませ

んが、委託の内容として医療費通知事業を追加することについて、諮問するものです。

1 主管部課

市民部保険年金課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第4号 医療費通知作成・封入封緘業務委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
白石委員	<p>全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。</p>	<p>対象者世帯（およそ16,000世帯）に年2回送付するので、年間で32,000通程度を見込んでいます。</p>
川井委員	<p>内容には同意するが、委託契約書が大部のため、今回、医療費通知事業として、どこが追加されたかが明示されていると分かりやすい。</p>	<p>36頁の四角囲みの文章の最後の段落からの説明になりますが、38頁に掲載した「個人情報の項目」を使用した事務を東京都国民健康保険団体連合会へ委託することについては、平成元年度第3回、平成17年度第3回、平成18年度第3回の審議会で諮問し、承認をいただいておりますが、今回は東京都国民健康保険団体連合会へ「過去に諮問済みの個人情報の項目を使って、医療費通知を作成し封入封緘を行う業務」を追加して行わせることについて、諮問したものです。行う業務の目的・内容は37頁の諮問書に、作業に使用する個人情報の項目は38頁に掲載しています。</p>

【案件4 健康管理支援事業実施のための調査・分析の委託について】

【概要】

令和3年1月1日より、生活保護受給者に対し、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行う被保護者健康管理支援事業を開始します。

本事業については、生活保護法の規定により令和3年1月から事業として実施することを国から義務づけられているものになります。

一般的に多くの被保護者は、健康上の課題を多く抱えていることが考えられます。そのため、その方達に対して医療保険のデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する必要があります。

事業の実施に必要な地域の被保護者の健康課題を把握するにあたり、当市の現状、健康課題を把握するためにレセプト情報やケースワークによる情報収集等を集約し、専門業者に対し市が保有する個人情報その他を提供し分析を依頼する必要があります。

個人情報を取り扱うことから、本事業に係る業務委託について諮問を行うものです。

1 主管部課

福祉保健部地域福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第5号 健康管理支援事業実施のための小金井市の現状（健康・医療等情報、社会資源等）の調査・分析の委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	対象人数は医療扶助の受給人数全員となるため、最大で1,300人程度です。
本多委員	61頁中の「QOL」とは、「クオリティ・オブ・ライフ」か？	お見込みのとおりです。
本多委員	63頁中の「情報性セキュリティ対策」は、「情報セキュリティ	お見込みのとおりです。

	「ティ対策」の誤記か？	
--	-------------	--

【案件5 障害者住宅入居等支援事業委託について】

【概要】

本事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的としています。

具体的には、「入居支援」として不動産業者に対する物件あっせん依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行うことや、「居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整」として利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行うという事業です。

今般、本事業の実施のため委託を開始することについて、諮問を行うものです。

1 主管部課

福祉保健部自立生活支援課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第6号 障害者住宅入居等支援事業の委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	おおよそ、年間20件から30件程度を見込んでいます。
多田委員	委託処理する個人情報の項目の「相談内容」とは家主等への相談・助言の全記録をいう事で良いか？物件斡旋依頼・入居契約手続き支援・関係機関から	基本的には全記録となりますが、相談事例によっては、記録の一部になることがあるものと想定されます。

	の必要な支援等の「全記録」を含むと言う事でよいか？	
井口委員	67頁の業務の名称で、「～入居等～」とありますが、「等」とは何を指しますか？入居時以外に入居後の支援業務を含みますか？	入居時の際のみならず、日常的に家主等への相談に応じ、家主等への相談・助言だけでなく、関係機関によるサポート体制の調整及び連携を深めておくことで、近隣苦情やトラブルでの退去勧告時等にも、家主等との折衝をしやすくし、障害者等の地域生活を支援するものを含むことを指しています。また、入居時以外に入居後の支援業務も含みます。
寺島委員	障害者の入居希望先が市外であっても支援の対象となるのでしょうか？また、市外の方が市内への入居する場合に対して支援はどうなるのかお聞きしたいです。	市内に住所を有する方を支援の対象要件としていますので、それぞれ支援対象とはなりません。

【案件6 子育て世帯への臨時特別給付金支給業務について】

【概要】

子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つであり、児童手当受給世帯に臨時・特別の措置として、対象児童一人につき10,000円を支給するものです。

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象であり、当該児童に係る令和2年4月分及び令和2年3月31日に中学校を卒業した児童に係る令和2年3月分の児童手当受給者に支給されます。

原則として、すべての費用は国が負担しますが、実務は各自治体が行います。

今回、対象者の抽出及び対象者である旨の決定を行うに当たり、電算システムの利用及び児童手当受給資格者台帳を目的外利用し、その情報を活用することが適正な支給に向けて必要であることから諮問するものです。

また、受給を希望しない対象者に御提出いただく届出書の内容及びシステム入力項目については、市が個人情報として保有することになることから、その保有の届出を行うものです。

1 主管部課

子ども家庭部子育て支援課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号42-51 子育て世帯への臨時特別給付金管理システム

届出番号42-52 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書

(2) 条例第12条関係（利用及び提供の制限）

諮問第7号 子育て世帯への臨時特別給付金資格確認に係る児童手当受給資格者台帳の目的外利用について

(3) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第8号 子育て世帯への臨時特別給付金管理システムについて

委員名	質問等内容	担当課回答等
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	対象児童数の見込みは、12,480人です。
多田委員	DV被害者が1人1万円の支給を確実に加害者に取られる事を無くするシステムはどのような取組を考えているのか？今回はコロナ対策なので保存年限は5年ではなく、1年や3年が妥当では？	本給付金は、児童手当の令和2年4月分（一部3月分を含む）の受給者に支給するため、本給付金の受給者は、児童手当のそれとほぼ同一です。そして、児童手当の受給者は、児童手当法その他の法令において、細かく規定されています。DV関係についても、今回の1万円に限らず、被害者に支給出

		<p>来るようにするための全国共通の対処方法が詳細かつ広範に定められています。当然、DV被害者であることが客観的資料で認定され、かつ、被害者が支給対象児童と同居している場合には、児童手当の受給権は、加害者から被害者へと切り替わります。その際、被害者の居所が加害者に絶対に知られることのないように、必要な部分は都道府県とも連携しながら、日々の実務を行っています。また、既に切り替えられていない方についても、特別定額給付金と同様の申出手续が用意されています。</p> <p>保存年限についてですが、本給付金は、民法上の贈与契約（行政処分ではない。）により、市から受給者に金銭を給付するという性格を有します。受給者は、児童手当のそれと一致するところ、児童手当の受給者となるには、所得による制限があります。そのため、過去5年に亘って遡及可能な所得更正により、本給付金を返還してもらう場合もあります。遡って市外に転出する場合も同様です。そして、それらの場合に市が保有する返還請求権の消滅時効は、民法第166条第1項の規定に基づき、5年であるため、文書保存年限も、5年としています。</p>
井口委員	74頁の詳細の意味を知りたい。例えば、別居中の夫婦で世帯主以外が子供を育ててい	詳細とは、データ項目列に関連する子項目です。なお、別居中の夫婦で世帯主以外の方（御質問における世帯主

	<p>る場合の対応及び個人情報の取扱い。</p>	<p>とは、別居ではあるが離婚等はない一家庭における主たる生計維持者のことを指していると思うので、ここでは、それを前提に、お答えします。)が子供を育てている場合ですが、このようなケースは、児童手当法において細かく規定されておりまして、本給付金も、同法の取扱いと同じ対応になります。例えば、父が単身赴任しており、かつ、母子が父に支払われることに同意している場合は、父に支払いますし、母子が父のDVから逃れていることが客観的資料等で認められる場合は、母に支払います。個人情報も、児童手当の取扱いと同様に取り扱いますので、例えば、DVで逃げている方の居所等が加害者に知られることは、全くありません。</p>
--	--------------------------	--

【案件7 メール配信サービス委託について】

【概要】

メール配信サービスは、公立保育園を利用する児童の保護者に対し、災害等の緊急情報や保育に関する情報を適切かつ迅速に提供することにより、保護者との連携体制を強化するため実施するものです。

現在、公立保育園における保護者との連絡体制は、電話や連絡ノート等で行っていますが、災害等（発生の恐れがある場合を含む）の緊急時においては、保護者との連絡が取りづらくなることに加え、電話が不通となったり、登園しない（できない）期間があったりと適切かつ迅速な情報提供に支障をきたしていました。また、今般の新型コロナウイルスに対する保育園の対応についても、災害時同様、迅速な情報提供が難しい側面があり、保護者から保育園への問い合わせも多く発生してしまうという状況でした。

そこで、保護者への情報提供体制を強化するため、メール配信サービスを構築することと、登録手続を始め、個人情報の管理を民間業者に委託することから、諮問を行

うものです。

1 主管部課

子ども家庭部保育課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第9号 メール配信サービス委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
白石委員	全般的なことですが、対象となる、あるいは推定される件数（人数）が不明です。できれば、取り扱う規模は知りたいと思います。	児童の保護者1,000名程度を見込んでいます。
多田委員	メールアドレスだけでなく、電話番号（SMS使用を想定）、Facebook、Twitter等、SNSアカウント等も利用者の希望が有れば収集した方が良いのではないかと？	メールによる一括配信を行うもので、SNS等での配信は想定していません。
井口委員	メール利用ができない保護者に対しては、従来の取扱いになろうが、連絡の遅れ等が生じることから、緊急時の対応についても検討が必要かと思う。	現状、急を要する情報を発信する際には、各保護者へ電話で連絡しています。本メールサービスを利用できない方や利用しない方には、これまで通り電話で情報発信をしていくこととなります。
寺島委員	利用者からの配信、返信不可とのことですが、災害時の安否確認・連絡等できるメールボックス的機能を（将来的にでよいですが）備えると良い気がしま	御意見ありがとうございます。今後検討します。

	す。	
--	----	--

【案件8 特別定額給付金支給業務の委託について】

【概要】

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行う目的で国民一人当たり10万円を給付する事業です。

小金井市においても、特別定額給付金を支給するための事務を開始しますが、その事務処理を電算システムにて行うことについて、諮問を行います。

また、具体的に特別定額給付金を支給するための事務を行うにあたって、住民へ送付する申請書の印刷・封入封緘・発送の業務、電算システムの開発を基幹システム受託事業者へ委託して事務処理を行わせるとともに、申請者からの問い合わせ受付・申請窓口受付の事務、申請内容の入力等支給処理についても民間事業者へ委託して事務処理を行わせることから、これらについて、一括して諮問を行うものです。

1 主管部課

福祉保健部地域福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第10号 特別定額給付金支給システムについて

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第11号 特別定額給付金支給業務の委託について

委員名	質問等内容	担当課回答等
多田委員	案件6と同じく、加害者に取られる事を無くするシステムはどのような取組を考えているのか？電話番号は形態やスマートフォンの番号でも良いのか？又、メールアドレスは不要なのか？	国の策定した「特別定額給付金給付事業実施要領」に基づき、給付対象者リストを作成し、加害者へ支給されないよう対応しています。電話番号は、日中に連絡可能な電話番号であればスマートフォン等の番号でも問題ありません。オンライン申請においては、メールアドレスを入力した場合、

		申請完了の通知を受け取ることができるので入力した方が良いと考えます。ただし、入力しない場合でも申請することが可能です。
川井委員	<p>新型コロナウイルス対策の緊急案件であり、内容的には同意します。</p> <p>但し、「小金井市コロナ緊急対策総合コールセンター業務委託」については、対象施策が「特別定額給付金支給業務」に特定されない一般的な委託となっているため、案件8の「特別定額給付金支給業務の委託について」の諮問内容からは読み取れないので、諮問案件として明確化する必要があると思います。</p>	84ページ、86ページの記載を修正し、委託内容を明確化しました。
寺島委員	<p>附帯ではありませんが、(緊急の案件なので仕方がない部分があると思います)、DV等の事実を市が把握していた場合は、例外的に世帯主とそれ以外の方々の給付を分ける、もしくは、相談があった場合は、その人々に追加給付(後から世帯主に返還要求等)等の配慮があると良いなと思います。</p>	<p>総務省ホームページで公開されている特別定額給付金のDV等被害者からの申し出手続きの方法のとおり、DV等の事由により自治体の保護等を受けている者は、居住地自治体に申し出を行うことで、DV等被害者の受け取るべき特別定額給付金が、世帯主へ支給されないように手続きを取ることができます。</p>

— 了 —